

地方財政の充実・強化を求める意見書

昨今の地方自治体には、医療・介護等の社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保等、より多くの、またより複雑化した行政需要への対応が求められている。しかし、公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災事業の実施、また新たに発生している感染症対策等、緊急に対応を要する課題にも直面している。

こうした地方の財源への対応について、政府は、2021 年度の地方財政計画まで 2018 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしている。実際に、2020 年度地方財政計画の一般財源総額は 63 兆 4,318 億円、前年比+1.2%と、過去最高の水準となった。しかし、社会保障費関連をはじめとした人口減少・超高齢化に伴う地方の財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められる。

このため、2021 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、政府におかれては、地方財政の充実・強化を行うため、次の各事項について強く要望する。

- 1 社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策等、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子育て支援、地域医療の確保、介護需要への対応、児童虐待防止、生活困窮者自立支援等、急増する社会保障ニーズへの対応並びにそれらのニーズに対応する人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症対策として、新たに政府が予算化した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、2020 年度の補正予算にとどまらず、感染拡大の状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021 年度予算においても、国の責任において十分な財源を確保すること。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 5 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行う等を行い、その財源確保を図ること。

- 6 森林環境譲与税の譲与基準については、地方の団体との協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 7 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行う等、抜本的な改善を行うこと。
また、各種税制の廃止や減税を検討する際には、自治体の財政に与える影響を十分に検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化等の対策を講じること。
- 9 2020年度地方財政計画の一般財源総額においては、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月30日

内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣

茅ヶ崎市議会